

# 令和 8 年度

## 中津市脱炭素社会推進事業補助金(電気自動車)のご案内

中津市では、脱炭素社会の実現を推進するため、二酸化炭素排出削減に資する電気自動車(EV)の導入費用の一部を助成します。本事業は、エネルギー価格高騰による市民および事業者の負担軽減を図るとともに、市におけるカーボンニュートラルの取り組みを促進することを目的としています。令和8年度は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、事業者向けの補助金額を増額しています。

### 1. 手続きの期間(重要)

---

補助金の申請および実績報告には以下の期限があります。予算には限りがありますので、お早めの申請をお願いいたします。

- 交付申請期間: 令和8年5月1日(金)～令和9年1月29日(金)まで
- 実績報告期限: 令和9年2月26日(金)まで

#### 【注意】

- 4月1日以降に登録(ナンバー取得)済みで、5月1日の受付開始時点で既に納車されている場合は、交付申請と実績報告を同時に行うことができます。
- 車両の初度登録年月日が令和8年4月1日から令和9年2月26日までの車両が対象です。

### 2. 補助対象となる人

---

補助金申請時に、次の要件をすべて満たす方が対象です。

#### 【重要:申請者は「使用者」です】

- リースや割賦(ローン)で購入される場合、補助金を申請できるのは、車検証上の「使用者」(実際に車を使う方)となります。
- 所有権がディーラーやリース会社にある場合でも、使用者が申請・受領してください。

#### 【申請者が個人の場合】

- 中津市に住民登録があり、実際にその住所に住んでいること。
- 実績報告時において、自宅に太陽光発電設備があり、かつ自宅で電気自動車を充電で

きる環境が整っていること。

- 市税の滞納がないこと。
- 災害時に市の要請に応じ、非常用電源として電力供給に協力すること。

### 【申請者が事業者の場合】

- 市内に事業所等がある事業者(法人・個人事業主)であること。
- 実績報告時において、「中津市ゼロカーボン推進パートナー」に登録されていること。
- 市税の滞納がないこと。
- 災害時に市の要請に応じ、非常用電源として電力供給に協力すること。

## 3. 補助対象となる車両と要件

---

次の要件をすべて満たす電気自動車(国内メーカーの新車)が対象です。

- 国の「CEV補助金」の対象車であり、かつ外部給電機能を有すること。
- 車検証の初度登録年月日が、令和8年4月1日から令和9年2月26日までの車両であること。
- リースにより導入する場合は、リース期間が4年以上であること。
- 他の国庫補助金(CEV補助金を除く)や、大分県から同一の財源による補助金の交付を受けないこと。

### 【重要:処分制限(売却・譲渡等の禁止)について】

本補助金の交付を受けた車両は、要綱の規定により、初度登録日から4年間は処分が制限されます。

- **制限の内容:** 期間内の売却、譲渡、貸付け、廃棄、およびリース契約の中途解約は原則として認められません。
- **補助金の返還:** 期間内に市に無断で処分を行った場合は、補助金の全額または一部を返還していただきます。
- **承認手続き:** やむを得ず処分を検討される場合は、必ず処分前に市へ相談し、所定の承認手続きを行ってください。

## 4. 補助金の額

申請区分	補助金額	備考
個人	車種ごとの CEV 補助金額×1/2	1 人 1 台まで
事業者	1 台につき 40 万円	1 事業者 2 台まで

※千円未満の端数は切り捨てます。

※値引き後の車両本体価格(税抜)から他の補助金を差し引いた額が上限となります。

## 5. 提出書類一覧

### ① 交付申請時に提出するもの

提出書類	個人	事業者
補助金交付申請書(様式第 1 号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助対象車両の注文書または契約書の写し ※割賦販売契約又はリース契約により導入する場合は、当該契約の内容が確認できる書類の写しを含む	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住民票の写し※発行後 3 ヶ月以内のもの <u>(交付申請書(様式第1号)【3.同意及び誓約事項】において、市が住民基本台帳情報を確認することに同意した場合は提出不要です。)</u>	( <input type="checkbox"/> )	
使用者となる事業者の登記事項証明書※発行後 3 ヶ月以内のもの (個人事業主にあたっては、直近の確定申告書の写し、個人事業の開業届出書の写し、その他市内に事業所等を有することが確認できる書類とする)		<input type="checkbox"/>
市税等納付状況申告書及び市税等納付状況確認承諾書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助対象車両のパンフレットの写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

② 実績報告時に提出するもの

提出書類	個人	事業者
実績報告書(様式第 5 号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助対象車両の取得価格及び代金の支払を証明する書類の写し(領収書等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
車検証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害時の非常用電源供給に関する承諾書(様式第 6 号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
車両写真 ※次の 2 点が確認できるもの ・登録番号(ナンバープレート) ・車両の全体像	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
設備写真 ※次の 2 点が確認できるもの ・自宅の太陽光発電設備の設置状況 ・自宅で日常的に車両へ充電できる環境	<input type="checkbox"/>	
補助金交付請求書(様式第8号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 6. Q&A(よくあるご質問)

---

### Q1. 中古車や新古車は対象になりますか？

A1. 対象になりません。CEV 補助金の補助対象である国内メーカーの「新車」に限ります。

### Q2. 既に車両を登録(ナンバー取得)してしまいましたが、申請できますか？

A2. 令和 8 年 4 月 1 日以降の登録であれば、登録後であっても申請可能です。ただし、予算には限りがありますので、お早めに申請してください。

### Q3. 「自宅で充電できる環境」とは、専用の充電スタンドが必要ですか？

A3. 必ずしも充電スタンドである必要はありません。自宅にある 200V の外壁コンセント等を利用し、付属の充電ケーブルを用いて日常的に充電可能な状態であれば対象となります。

### Q4. 太陽光発電設備は、中古や出力が小さいものでも良いですか？

A4. 出力の大小や中古品であるかは問いませんが、住宅に付帯し、常時継続的に発電が可能な設備であることが条件です。

### Q5. 「中津市ゼロカーボン推進パートナー」とは何ですか？(事業者の場合)

A5. 中津市とともに脱炭素社会の実現に向けて取り組む事業者を登録する制度です。本補助金を申請する事業者の方は、実績報告時まで登録を完了させておく必要があります。詳細は環境政策課へお問い合わせください。

### Q6. 補助金をもらった後、4 年以内に車を買替えても良いですか？

A6. 初度登録日から 4 年間は、原則として売却や譲渡はできません(処分制限)。やむを得ない事情で手放す場合は、事前に市の承認が必要となり、補助金の返還を求められる場合があります。

### Q7. リース契約を途中で解約した場合はどうなりますか？

A7. リース契約の中途解約も「処分」に該当します。この場合も補助金の返還対象となりますので、4 年以上の継続利用を前提に申請してください。

**Q8. 4月1日に登録しましたが、受付開始の5月1日まで待つ必要がありますか？**

**A8.** はい。受付開始は5月1日を予定しております。その際、既に納車されている場合は、交付申請と実績報告を同時に行うことができます。

**【お問い合わせ先】**

中津市 企画市民環境部 環境政策課

〒871-8501 中津市豊田町 14 番地 3

電話:0979-62-9071 / メール:kankyouseisaku@g.city-nakatsu.jp